熊本県告示第 858 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。）第 26 条の 2 の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 112 条第 1 項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成 13 年 7 月 2 日熊本県告示第 544 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 17 年 7 月 1 日限り消滅したので、同条第 2 項及び省令第 26 条の 3 の規定により公示する。

平成 17 年 7 月 1 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

横島加入区

熊本県告示第 859 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。）第 26 条の 2 の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 112 条第 1 項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成 13 年 7 月 2 日熊本県告示第 545 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 17 年 7 月 1 日限り消滅したので、同条第 2 項及び省令第 26 条の 3 の規定により公示する。

平成 17 年 7 月 1 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

河内加入区

熊本県告示第 860 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。）第 26 条の 2 の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 112 条第 1 項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成 13 年 7 月 2 日熊本県告示第 546 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 17 年 7 月 1 日限り消滅したので、同条第 2 項及び省令第 26 条の 3 の規定により公示する。

平成 17 年 7 月 1 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

松尾加入区

熊本県告示第 861 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。）第 26 条の 2 の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 112 条第 1 項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成 13 年 7 月 2 日熊本県告示第 547 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 17 年 7 月 1 日限り消滅したので、同条第 2 項及び省令第 26 条の 3 の規定により公示する。

平成 17 年 7 月 1 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

日奈久加入区

熊本県告示第 862 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。）第 26 条の 2 の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第 112 条第 1 項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成 13 年 7 月 2 日熊本県告示第 548 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 17 年 7 月 1 日限り消滅したので、同条第 2 項及び省令第 26 条の 3 の規定により公示する。

平成 17 年 7 月 1 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

田浦加入区

熊本県告示第 863 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。）第 26

条の2の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第112条第1項に規定する同意があったものと認める。
なお、平成13年7月2日熊本県告示第549号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項第1号の規定により平成17年7月1日限り消滅したので、同条第2項及び省令第26条の3の規定により公示する。
平成17年7月1日
熊本県知事　潮　谷　義　子
津奈木加入区

熊本県告示第864号
漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号。以下「省令」という。）第26条の2の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第112条第1項に規定する同意があったものと認める。
なお、平成13年7月2日熊本県告示第550号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項第1号の規定により平成17年7月1日限り消滅したので、同条第2項及び省令第26条の3の規定により公示する。
平成17年7月1日
熊本県知事　潮　谷　義　子
島子加入区

熊本県告示第865号
地方税法（昭和25年法律第266号）第700条の6の4第3項の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり取り消した。
平成17年7月1日
熊本県知事　潮　谷　義　子

名　称	代表者	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社 桝田商店	代表取締役 桝田良総	熊本市高橋町56番地	平成17年5月1日

公　　告

熊本県告示第516号
熊本市寺迫土地改良区の役員の住所を次のとおり変更した旨の届出があった。
平成17年7月1日
熊本県知事　潮　谷　義　子

役職名	氏　名	新　住　所	旧　住　所
理事	田　尻　安　孝	熊本市万楽寺町619番地	熊本市龍田弓削一丁目14番37－308号

熊本県公告第517号
職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定に基づき、平成17年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。
平成17年7月1日
熊本県知事　潮　谷　義　子

1　試験を実施する職種
（1）　学科試験（系基礎学科、専攻学科及び指導方法）を実施する職種
和裁科
（2）　学科試験（指導方法に限る。）を実施する職種
園芸科、造園科、森林環境保全科、鉄鋼科、鋳造科、鍛造科、熱処理科、塑性加工科、溶接科、構造物鉄工科、金属表面処理科、機械科、電子科、電気科、コンピュータ制御科、発変電科、送配電科、電気工事科、自動車製造科、自動車整備科、自動車車体整備科、航空機製造科、航空機整備科、鉄道車両科、造船科、時計科、光学ガラス科、光学機器科、計測機器科、理化学機器科、製材機械科、内燃機関科、建設機械科、農業機械科、縫製機械科、織布科、織機調整科、染色科、ニット科、洋裁科、洋服科、縫製科、和裁科、寝具科、帆布製品科、木型科、木工科、工業包装科、紙器科、製版・印刷科、製本科、プラスチック製品科、レザー加工科、ガラス科、ほうろう製品科、陶磁器科、石材科、麺科、パン・菓子科、食肉科、水産物加工科、

発酵科、建築科、枠組壁建築科、とび科、建設科、プレハブ建築科、屋根科、スレート科、建築板金科、防水科、サッシ・ガラス施工科、畳科、インテリア科、床仕上げ科、表具科、左官・タイル科、築炉科、ブロック建築科、熱絶縁科、冷凍空調機器科、配管科、住宅設備機器科、さく井科、土木科、測量科、建築物設備管理科、ボイラー科、クレーン科、建設機械運転科、港湾荷役科、化学分析科、公害検査科、木材工芸科、竹工芸科、漆器科、貴金属・宝石科、印章彫刻科、塗装科、広告美術科、デザイン科、義肢装具科、電気通信科、電話交換科、事務科、貿易事務科、流通ビジネス科、写真科、介護サービス科、理容科、美容科、ホテル・旅館・レストラン科、観光ビジネス科、日本料理科、中国料理科、西洋料理科、臨床検査科、フラワー装飾科、メカトロニクス科、情報処理科、フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科

2　試験の科目

（１）　学科試験（系基礎学科、専攻学科及び指導方法）を行う職種及び試験の科目

免許職種	学　科　試　験　の　科　目
和裁科	ア　指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心得、生活指導及び職業訓練関係法規） イ　関連学科 （ア）系基礎学科 a 裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具、見積り） b 縫製法（縫製法、縫製用材料） c 安全衛生法（安全管理、衛生管理） （イ）専攻学科 a 和裁法（縫製工程、和服の種類、裁縫法） b 被服学（被服史、被服論、被服科学、服装美学）

（２）　学科試験（指導方法に限る。）を行う職種及び試験の科目

免　許　職　種	学科試験の科目
園芸科、造園科、森林環境保全科、鉄鋼科、鋳造科、鍛造科、熱処理科、塑性加工科、溶接科、構造物鉄工科、金属表面処理科、機械科、電子科、電気科、コンピュータ制御科、発変電科、送配電科、電気工事科、自動車製造科、自動車整備科、自動車車体整備科、航空機製造科、航空機整備科、鉄道車両科、造船科、時計科、光学ガラス科、光学機器科、計測機器科、理化学機器科、製材機械科、内燃機関科、建設機械科、農業機械科、縫製機械科、織布科、織機調整科、染色科、ニット科、洋裁科、洋服科、縫製科、和裁科、寝具科、帆布製品科、木型科、木工科、工業包装科、紙器科、製版・印刷科、製本科、プラスチック製品科、レザー加工科、ガラス科、ほうろう製品科、陶磁器科、石材科、麺科、パン・菓子科、食肉科、水産物加工科、発酵科、建築科、枠組壁建築科、とび科、建設科、プレハブ建築科、屋根科、スレート科、建築板金科、防水科、サッシ・ガラス施工科、畳科、インテリア科、床仕上げ科、表具科、左官・タイル科、築炉科、ブロック建築科、熱絶縁科、冷凍空調機器科、配管科、住宅設備機器科、さく井科、土木科、測量科、建築物設備管理科、ボイラー科、クレーン科、建設機械運転科、港湾荷役科、化学分析科、公害検査科、木材工芸科、竹工芸科、漆器科、貴金属・宝石科、印章彫刻科、塗装科、広告美術科、デザイン科、義肢装具科、電気通信科、電話交換科、事務科、貿易事務科、流通ビジネス科、写真科、介護サービス科、理容科、美容科、ホテル・旅館・レストラン科、観光ビジネス科、日本料理科、中国料理科、西洋料理科、臨床検査科、フラワー装飾科、メカトロニクス科、情報処理科、フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科	指導方法（職業訓練原理、教科指導方法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

3　試験を受けることができる者

（１）　試験職種（１の（１））に係る試験を受けることができる者

２級の技能検定に合格した者、当該職種の職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者及び商工会議所が行う和裁に関する１級又は２級の技能の検定の合格証書を有する者を対象とする。